

法律科目試験 「公法系」 問題

I 次の事項について、それぞれ 400 字以内で説明しなさい。

- (1) 日本国憲法が採用する違憲審査制の性格
- (2) 法律の留保の原則

II 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

一般社団法人 A は、Y 市の管理する都市公園内の一角に中国の思想家である孔子とその門弟を祀る廟（いわゆる孔子廟）を設置した。当該施設は、孔子とその門弟を祀る祭礼が催される施設、講堂、図書館などからなる。講堂では、一般向けに、孔子とその門弟との問答などをまとめた論語の講座だけでなく、Y 市の歴史に関する講座も開催されていた。また 1 年に一度、催される祭礼は、供物を並べて孔子の霊を迎え、参加者が上香するなどした後、送り返すというものであった。祭礼には Y 市長も来賓として出席し、近隣の中学校の生徒による論語の素読も行われていた。

Y 市は当該施設を体験学習施設に当たるとして、Y 市公園条例に基づき、一般社団法人 A に対して、年額 600 万円の使用料を全額免除した。

Y 市の住民 X は、本件免除は、憲法の定める政教分離原則に違反するとして、住民訴訟（地方自治法 242 条の 2）を提起した。

設問：X の立場からの憲法上の主張をした上で、その主張の当否について、あなた自身の見解を示しなさい。なお、必要に応じて、参考とすべき判例に言及すること。訴訟法上の問題については論じなくてもよい。

Ⅲ 次の事案を読んで、後の設問に 800 字以内で答えなさい。

Xは、Y県において複数のパチンコ店を営む株式会社であり、Y県内に新たなパチンコ店（以下「本件パチンコ店」という。）を出店することを計画したが、その予定地の周辺住民の多くは、本件パチンコ店の出店には絶対反対であり、これを阻止するようY県庁や地元市役所に働きかけを繰り返した。ただし、本件パチンコ店の予定地は、都市計画法上の近隣商業地域にあり、パチンコ店の営業が規制されていなかったため、Xが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律3条1項に基づき、本件パチンコ店の営業許可をY県公安委員会に申請すれば、Y県公安委員会は、本件パチンコ店の営業許可を行う見込みになっていた。

そこで、周辺住民とY県の担当職員は共謀して、本件パチンコ店の予定地から100メートル以内に児童福祉法上の児童遊園を設置することにより、本件パチンコ店の営業許可を阻止することを計画した。周辺住民の一人であるAが自己の所有地を提供して行った児童遊園の設置認可の申請は、Xによる本件パチンコ店の営業許可の申請に遅れたものの、Y県知事が迅速に児童遊園の設置認可処分（以下「本件設置認可処分」という。）を行ったため、本件パチンコ店の予定地は、風俗営業の営業所の設置が制限される地域に含まれることとなり、Y県公安委員会は、本件パチンコ店について営業不許可処分（以下「本件営業不許可処分」という。）を行った。

設問：本件設置認可処分と本件営業不許可処分には、どのような法的問題点があるか、論じなさい。

【資料】

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（抄）

（目的）

第1条 この法律は、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するため、風俗営業及び性風俗関連特殊営業等について、営業時間、営業区域等を制限し、及び年少者をこれらの営業所に立ち入らせること等を規制するとともに、風俗営業の健全化に資するため、その業務の適正化を促進する等の措置を講ずることを目的とする。

（用語の意義）

第2条① この法律において「風俗営業」とは、次の各号のいずれかに該当する営業をいう。

四 まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業

(営業の許可)

第3条① 風俗営業を営もうとする者は、風俗営業の種別（前条第1項各号に規定する風俗営業の種別をいう。以下同じ。）に応じて、営業所ごとに、当該営業所の所在地を管轄する都道府県公安委員会（以下「公安委員会」という。）の許可を受けなければならない。

(許可の基準)

第4条② 公安委員会は、前条第1項の許可の申請に係る営業所につき次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、許可をしてはならない。

二 営業所が、良好な風俗環境を保全するため特にその設置を制限する必要があるものとして政令で定める基準に従い都道府県の条例で定める地域内にあるとき。

Y県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（抄）

(風俗営業の営業所の設置を特に制限する地域)

第3条① 法第4条第2項第2号の条例で定める地域は、次に掲げる地域（……）とする。

(1) 都市計画法（……）第2章の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域又は田園住居地域

(2) 前号に掲げる地域以外の地域のうち、次に掲げる施設の敷地（これらの用に供するものと決定した土地を含む。）の周囲100メートルの区域内の地域

オ 児童福祉法（……）第7条第1項に規定する児童福祉施設

児童福祉法（抄）

第7条① この法律で、児童福祉施設とは、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。

第35条④ 国、都道府県及び市町村以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の認可を得て、児童福祉施設を設置することができる。

第40条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。